

## 区立学校における学校給食費無償化の実施について

### 1 実施目的

少子化が加速する中で子育てを社会全体で支える視点から、子育てにおける経済的負担の軽減を図るため。

### 2 対象

区立小・中・特別支援学校 64 校に在籍する児童・生徒 約 29,500 人  
※区が学校設置者である区立学校の児童・生徒を対象とし、国立・私立学校等の児童・生徒については、国の動向等を踏まえて今後の検討課題とする。

### 3 実施方法

区から各学校の給食費会計に給食費相当分を振り込む「現物支給」とする。

### 4 実施期間

令和5年10月～6年3月  
※令和6年度における実施については、他区の動向や財源確保の見通し等を踏まえ、予算編成時に検討する。

### 5 補正額

9億4,449万円	
小学校	685,141,600円
中学校	251,168,320円
特別支援学校	6,232,270円
振込手数料	1,947,000円

### 6 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月下旬	各学校の学校長と覚書を締結 給食費の申請
	10月中旬	給食費会計に給食費を振込 給食費徴収の停止（無償化の実施開始）
令和6年	3月	給食費の清算

### 7 その他

- 食物アレルギー等、児童生徒に学校給食を提供することができない特別な事情があり、当該児童生徒が学校給食の代替として弁当を持参する場合は、給食費相当額を補助する。
- 現在、学校給食費は各学校の私費会計において管理していることから、公会計化に向けて令和8年度の試行実施を視野に、関係規程の整備や会計システムの導入等について、具体的な検討を進める。